

後期高齢者医療制度の保険料軽減が変わります

後期高齢者医療制度に加入する前日にご家族の会社の健康保険や共済組合等の被扶養者であった方へ

保険料の均等割（※）の特例が、「5割軽減」から「後期高齢者医療制度に加入後2年経過する月分まで5割軽減」が変わります。ただし、世帯の所得が低い場合は、引き続き所得に応じた均等割の軽減が受けられます。所得割は引き続き賦課されません。

※均等割…保険料のうち、加入者全員に等しく負担していただく定額の部分です。ただし、特例により世帯の所得に応じて負担が軽減されます。

例) 元被扶養者であった方で、平成31年3月以前に77歳に到達している方

均等割額	平成30年度	令和元年度
本来の金額 10割：5万4,300円 (12カ月分)	↓ 5割軽減 納付額5割：2万7,100円	平成31年4月時点で、加入後2年が経過しているため 納付額10割：5万4,300円

- 3月以前に77歳の方…世帯の所得が一定程度ある場合、令和元年度から軽減は適用されません。
- 76歳以下の方…77歳に到達する月分まで、均等割5割軽減が適用されます。77歳になった翌月分からは、世帯の所得が一定程度ある場合は、軽減は適用されません。
- 障害認定により後期高齢者医療制度に加入している方…後期高齢者医療制度に加入して24カ月に到達する月分まで、均等割5割軽減が適用されます。25カ月分からは、世帯の所得が一定程度ある場合は、軽減は適用されません。

保険料軽減の見直し Q & A

Q：なぜ元被扶養者の方の保険料均等割を見直すのですか？

A：元被扶養者の方は、これまで、世帯の負担能力にかかわらず、特例的に均等割軽減されていました。この特例について、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成29年度から、段階的に制度本来の仕組みに戻すこととしています。医療保険を将来にわたり安心して暮らせる制度とするための見直しであることをご理解ください。

問 市民課 ☎ 63-1112

年金天引きを口座振替に変更することができます

国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の年金天引き対象者は、年金天引きを希望しない場合は、納付方法を口座振替に変更できます。市内金融機関で申し込み手続きを済ませ、窓口（認印持参）へお越しください。

- 国民健康保険税：税務課
- 後期高齢者医療保険料：市民課

なお、介護保険料については、お申し出による納付方法の変更はできませんので、ご了承ください。

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の社会保険料控除の取扱い

所得税・個人住民税の社会保険料控除については、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき額を支払った場合は、支払った方が社会保険料控除の申告をすることができます。社会保険料控除の適用にあたっては、次の点にご注意ください。

- 年金天引きされている：支払った方は年金受給者自身となるため、年金天引きされた本人のみ
- 納付書や口座振替：自己または自己と生計を一にする配偶者等の負担すべき額を実際に支払った方

なお、お申し出により年金天引きに代えて口座振替によって納付した場合、支払った方が社会保険料控除の申告をすることができるため、世帯全体でみた所得税や個人住民税の額が少なくなる場合があります。

問 税務課 ☎ 63-1204 / 市民課 ☎ 63-1112